

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて 診療を行っている保険医療機関です

【届出施設基準】

1. 診療料の施設基準等に関する事項

- ◎障害者施設等入院基本料 10対1 72床
 - ・看護補助体制充実加算 1
 - ・夜間看護体制加算
- ◎回復期リハビリテーション病棟入院料 1 218床
 - ・診療録管理体制加算 3
 - ・特殊疾患入院施設管理加算 内 療養環境加算 55床
 - ・医療安全対策加算 2（医療安全対策地域連携加算 2）
 - ・患者サポート体制充実加算
 - ・後発医薬品使用体制加算 2
 - ・データ提出加算 1
 - ・入退院支援加算 1（地域連携診療計画加算）
 - ・認知症ケア加算 3
 - ・排尿自立支援加算

2. 特掲診療料の施設基準等に関する事項

- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
届出点数：電子的診療情報評価料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ・在宅療養後方支援病院
- ・CT撮影及びMRI撮影：16列以上64列未満のマルチスライスCT

- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術
届出点数：胃瘻造設術
（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料
- ・酸素単価

3. 入院時食事療養費・入院時生活療養費に関する事項

- ・入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）

当院は次の指定を受けています

- ・生活保護法による医療機関指定
- ・労災保険指定医療機関
- ・労災義肢採型指導
- ・被爆者一般疾病医療機関指定
- ・特定医療機関指定（難病）
- ・特定小児慢性特定疾病医療機関指定
- ・障害者自立支援医療
- ・感染症指定医療機関
- ・愛媛県肝炎治療特別促進事業委託
- ・国土交通省自動車局 短期入院協力病院